

論所絵図における絵師の選定と役割

一 摂津国安威川長田一件を事例に一

高橋 伸拓*

要 旨

争論絵図の作製に携わった絵師は、まとまった研究は少なく、その選定や役割、存在形態など事例の蓄積が必要である。そこで、本稿では、摂津国島下郡の安威川の水利をめぐる争論である長田一件を事例に、絵師がいかに選定され、いかなる役割を担ったのかを検討した。検討の結果、①絵師は、大坂町奉行と川奉行の指示の直後に村が大坂の絵師狩野伝兵衛を選定したこと、②絵師は双方で合意が難しい場合、村の委任による論所の確定という役割を期待されたが、大坂町奉行所は村の立ち会いを必要とし、公平性を保ったことを指摘した。

キーワード

論所絵図 安威川 絵師 大坂町奉行 高槻藩 土砂留役人 川奉行 川方役所

1. はじめに

地域に残されている絵図は、絵画的に描かれた地図であり、争論の資料など、さまざまな目的から絵師や絵図師によって作製された。

争論絵図の作製に携わった絵師は、中世、近世において成果が少なく生活基盤を含め不明な点は多く、絵師が争論絵図作製の過程で果たした役割が検討されている。摂津国での絵師の動向をみると、絵師は、紛争当事者が官使を交えず絵図を作製するために、公平性が要求され、そのため紛争の成り行きによっては裁きの場で証人としての発言を求められたり、紛争の調停役を求められたという^(註1)。

延享5年(1748)刊『難波丸綱目』には「町見分間絵図師」の中村和助・志田垣与助が記載され、中でも、中村和助は摂津国の争論図を作製していることが確認できる。こうした絵師は、おおまかな傾向として、論所裁判を管轄する奉行所のある地域に居住するものが多く見られるという^(註2)。

以上に見るように、摂津国を中心として争論絵図に携わった絵師の存在や役割が明らかにされてきたが、まとまった研究は少なく^(註3)、公平性を必要とされた絵師の選定や役割、存在形態など、絵師が近世社会において

いかなる存在であったのかを考えるための事例を蓄積する必要がある。そこで、小稿では水利に関する論所絵図作製の事例を取り上げて、絵師について検討を行う。

取り上げる事例は、安威川を利用した摂津国島上郡・島下郡の村々の間で元文3年(1738)に起こった争論の長田一件である。本一件は、大坂町奉行の管轄で、実務を担当したのは大坂町奉行所内の川奉行(川方役所)であり^(註4)、安威川は土砂留にも関わる河川であったことから、当該地域担当の高槻藩の土砂留役人が関わった^(註5)。本一件についてはすでに概略されているが、論所絵図の作製については触れられていない^(註6)。

以上の点を踏まえて、本一件から、論所絵図が作製される過程において、絵師がいかに選定され、いかなる役割を担ったのかを検討する。なお、本一件に関わる絵図は、現在のところ所在が確認できておらず、今後の課題である。

2. 長田一件と関係村々の概要

本節では、長田一件と関係村々の概要を確認しておく。本一件は、安威川の水利をめぐる摂津国島下郡茨木村を中心とした茨木組と、同郡西河原村を中心とした西河原組との争論である。

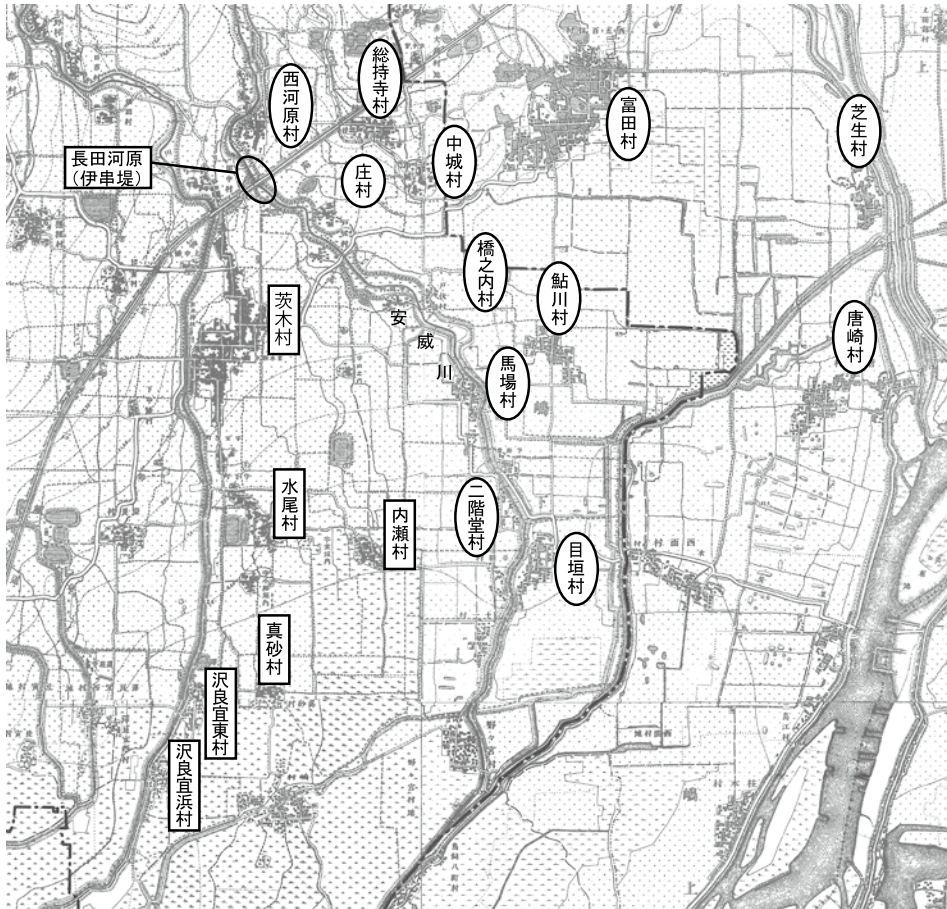
*茨木市立文化財資料館

【表1】長田一件関係村々の村高・領主

	村名	村高	領主
茨木組	茨木村	1381 石余	岩槻藩領
	水尾村	869 石余	幕領
	沢良宜東村	519 石余	幕領
	内瀬村	416 石余	幕領
	真砂村	571 石余	幕領
	沢良宜浜村	720 石余	幕領 (大和芝村藩預所)
西河原組	西河原村	652 石余	旗本青木氏知行所
	富田村	2920 石余	大坂城代役知 (太田資晴)・高槻藩領・普門寺領
	芝生村	670 石余	高槻藩領
	唐崎村	684 石余	高槻藩領
	総持寺村	342 石余	大坂城代役知 (太田資晴)・総持寺領
	中城村	226 石余	大坂城代役知 (太田資晴)
	庄村	354 石余	大坂城代役知 (太田資晴)
	橋之内村	166 石余	幕領 (小堀仁右衛門代官所)
	鮎川村	831 石余 (島上郡 447 石余・島下郡 383 石余)	中御門院旧料小堀仁右衛門支配所・高槻藩領
	馬場村	556 石余 (高槻藩領 271 石余・幕領 284 石余)	幕領 (小堀仁右衛門代官所)・高槻藩領
	二階堂村	677 石余 (長谷川氏知行 597 石余・高槻藩領 80 石余)	旗本長谷川氏知行所・高槻藩領
	目垣村	702 石余	幕領 (上林又兵衛代官所)

出典：元文3年5月「長田流越場論所出入御状之留」(鮎川区有文書、『新修茨木市史第五巻史料編近世』茨木市、2009年収録)、『角川日本地名大辞典 27 大阪府』(角川書店、1983年)、「天保郷帳」(国立公文書館所蔵)より作成

まず、本一件に関係する村々について確認する。茨木組は、茨木村と水下(下流)5か村の島下郡水尾村・沢良宜東村・内瀬村・真砂村・沢良宜浜村で、西河原組は、西河原村と水下(下流)11か村の島上郡の富田村・芝生村・唐崎村及び島下郡の総持寺村・中城村・庄村・橋之内村・鮎川村・馬場村・二階堂村・目垣村である(註7)。関係村々の村高・領主は【表1】、地理的位置は【図1】の通りで、大まかには安威川を挟んで右側に位置するのが西河原組で、左側に位置するのが茨木組である。領主は幕府・大名・旗本などが錯綜している。各組の村数は西河原組が茨木組と比べて多く、村高は各組で合計すると、茨木組は4476石余、西河原組は8780石余であった。西河原組は水利の影響が大きかったといえる。



【図1】長田一件関係村々の地理的位置

出典：『新修茨木市史第二巻通史Ⅱ』(2016年)付図(明治18年(1885)・明治25年「仮製2万分の1地形図(仮製図)」大日本帝国陸軍参謀本部陸地測量部発行)を加工して引用

註：茨木組の村名は□で、西河原組の村名は○で囲んでいる。

本一件の論点と経過は以下の通りである^(註8)。茨木組の主張は、安威川沿いの茨木村内の伊申堤3か所が元文3年(1738)5月12日に洪水で破損し、茨木村が修復した。しかし、西河原村が修復した堤を崩したため、茨木村が再び元通りに修復したとする。対して、西河原組の主張は、まず論所の堤を伊申堤とは言わず、長田河原と呼んでいる。そして、茨木村が同村内の安威川沿いの長田河原という場所の畑の縁で崩れた3か所を同村の1か所の堤のように築いた。しかし、この場所に堤はなく、洪水の時に水越えの場所^(註9)であったので、西河原村が築かれた堤を取り除いたところ、茨木村から2千人ほどが出て、この畑の縁の150～160間程の間8・9寸より1尺1・2寸まで置き土をしたという。西河原村は、ここで水越えしないと堤が切れた時に同村と水下の村々が困るので、置き土の取り払いを願っている。

大坂町奉行がこの訴えを受けて、検証が行われた。論所は、土砂留の川筋で、高槻藩主永井氏が担当している場所であり、大坂町奉行の命によって高槻藩士(土砂留役人)が論所を見分した。元文4年7月12日、双方の村々の庄屋・年寄が大坂町奉行所に召し出されて、大坂町奉行の稲垣種信・大坂町奉行佐々成意と川方役所与力4名、土砂留役人の高槻藩士2名が立ち会った。本一件において西河原村はまず訴えるべきところ、修復の場所を崩し、茨木村は修復して置き土などをし、双方に問題があるが、今回は赦免すると言い渡された。そして、双方の庄屋・年寄が川方役所へ出向き、川方役人が全員出席し、土砂留役人の立ち会いの下で、茨木村は新規の置き土の分をすぐに取り除き、西河原村は土砂留役人の見分によって判明した、水の流れを滞らせている勿ね杭と川中に生えている竹を取り除くように指示された。茨木村庄屋は、置き土はしていないため取り除きを命じられるのは難儀であると返答した。しかし、川方役所与力は、茨木村は置き土をしていないとするが、相絵図にも記してあり、土砂留役人も置き土をしていると報告している。そのため、茨木村はすぐに置き土を取り除くように命じられた。こうして、本一件は、西河原村側の主張を認めた形で決着した。

3. 長田一件にみる絵師の選定と役割

本節では、上記で確認した長田一件を素材に、論所

絵図の作製における絵師の選定と役割について検討する^(註10)。

(1) 絵師の選定と誓約内容

ここでは、絵師の選定と、絵図作製にあたって村が交わした起請文から誓約内容を確認する。

元文3年(1738)5月27日に西河原村庄屋・年寄が大坂町奉行所へ出訴し、論所の見分等が行われた。その後、高槻藩土砂留役人が同年6月24日頃に長田論所の絵図を大坂町奉行所へ提出するように村へ指示している。

【史料1】^(註11)

(七月)十八日ニ双方罷出候所 御前え被為 召出、相絵図ニ被 仰付、又々川方御役所へ被召出、絵図仕様之事并神文仕、尤絵師ニも神文致させ候様ニと被仰付、則御□(案カ)紙出候、絵師ハ大坂ニてやとい申相談ニて十九日ニ何も帰り被申候

上記の史料は、絵師が選定される過程を記したものである。7月18日に茨木村・西河原村の双方が大坂町奉行所へ出向き、大坂町奉行が相絵図を命じ、川方役所が村に絵図の仕様・神文を伝え、絵師への神文を指示した。この直後に、村側は大坂の絵師を雇用することを相談して決めた。

絵師の選定後、7月21日、村々は西河原村の道場へ寄り合い、起請文の作成を進めた。茨木組から血判の見届けとして茨木村薬屋善兵衛他2名と内瀬村八右衛門が訪れ、西河原組12か村は西河原村氏神(新屋神社)の拝殿で血判をした。起請文前書から誓約内容を確認すると、①論所に少しも相違なく、山・川・道・谷・田・畑・堤・井溝などをその通りに、双方立ち会って、一枚絵図に仕立てること、②論地へ双方立ち会いの時に、互いに非儀を言わず、口論しないこと、③絵師一人を両方より頼んで、最良ないように誓紙をして絵図を書かせること、となる。その後、西河原組・茨木組は、起請文の血印を済ませて川方役所へ提出した。

絵図の作製は、まず大坂町奉行が命じて、川方役所が絵図の仕様と起請文を村に指示している。その直後に、村側が大坂の絵師を選定している。双方の組が起請文を交わし、絵師にも起請文を記させ、公平性を持って絵図を作製するように誓約したのである。

(2) 絵図の作製と絵師の役割

ここでは、絵図の作製過程を追っていき、絵師が担った役割について、大坂町奉行所（大坂町奉行・川方役所）と村のやり取りから検討する。

【史料2】^(註12)

七月廿七日絵師狩野伝兵衛双方より人足兩人迎ニ遣シ申候、直ニ小屋へ入、双方より昼夜老人宛人付置申候、朝夕支度ハ茨木村之者入札落シ賄申候

上記の史料は、絵師への村の対応を記したもので、絵師の氏名が判明する。7月27日、茨木村・西河原村の双方が絵師狩野伝兵衛を出迎えて小屋へ入っている。双方から昼夜一人ずつ絵師に付き添い、茨木村の者が入札で落として絵師の朝夕の食事を支度した。本一件で選ばれた絵師である狩野伝兵衛は、御用絵師の狩野派とのつながりを示唆する姓を名乗っているが、詳細は不明である。

こうして、村は絵師を絵図小屋に出迎えて、絵図の作製を開始した。8月2日には、論所である新規に築かれた堤の間数の改め、同4日には川幅の改め、川中の水際の改めをし、同7日には堤東の堤の高さを打っている。同8日には川中の芝の高さ、双方から大工一人ずつを出して水盛の高さを確認し、同10日、双方が立ち会って論所の堤の高さを確認した。しかし、同11日、論所の堤の高さが確定できず、茨木組が双方から15歳以下の子供を一人ずつ出し、絵師に立ち会わせて、堤の高さを確認すると言ってきた。これは子供であれば口出ししないためと考えられる。同11日昼から子供を立ち会わせて、同13日までに改めを済ませた。

その後、論所の絵面が完成し、8月27日に双方が立ち会って絵図を確認したところ少し違いがあり、修正することになった。西河原組と茨木組は論所の記載方法について話し合い、9月14日に絵図が完成し、かぶせ絵図^(註13)をすることで合意した。しかし、15日、茨木村側がかぶせ絵図に異議をして合意されなかった。

9月23日、絵図について西河原村へ寄り合い、論所は、西河原側からは付紙に高さを書き付けるとし、茨木側からは直に書き付けるとして合意されなかった。同24日、西河原村が大坂町奉行所へ出向いて、論所の色を本堤と同じ墨にしているので、色を替えることをうかがった。同27日に西河原村は、論所の絵色を替えるように川方役所で指示され、茨木村へ伝えている。

【史料3】^(註14)

廿九日茨木より申参候ハ明日大坂へ罷出可申由申 [] (候故カ)、西川原村并惣持寺甚右衛門・中城源兵衛下り被申候、双方へ被仰付候ハ論所絵色を堤と違候様ニ可仕候、尚又かぶせ絵もいたし候様ニと被仰付候由、西川原より申上候ハ、論所高サ・根置之儀も打候様之相対成不申候ニ付、絵師伝兵衛ニまかせ候段申上候へハ、それも立合打申候様ニと被仰付候、芝高サ・水盛之事も常水より盛候由申上候へハ、定り不申物ニて候間、川床より盛候様ニと被仰候由、則十月二日何も帰り被申 (後略)

上記の史料は、合意が進まなかった論所の記載に関する大坂町奉行所と村とのやり取りを記したものである。9月29日に茨木村側の申し出があり、その翌日に茨木組と西河原組が大坂町奉行所へ出向き、論所の絵色を堤と違うようにすること、かぶせ絵もすることを指示された。ここで指示しているのは川方役所と考えられる。西河原村は、論所の高さ・根置（堤の基底部）も合意できないため確定できず、絵師伝兵衛に任せることを提案している。しかし、村が立ち会って確定するように指示されている。

以上にみるように、論所について茨木村側と西河原村側がかぶせ絵図や論所である堤の色の変更などといった交渉を行ったが、合意が進まなかった。ここから茨木村が新規に築いた堤に問題があると認めたくない意向がうかがえる。そこで西河原村は、論所の高さ・根置といった重要な点を絵師に任せようとし、争論の解決を図っている。すなわち、絵師は村の委任による論所の確定という役割を期待されたのである。しかし、大坂町奉行所（川方役所）はあくまで村側の立ち会いによって確定することを指示しており、起請文の内容に従って公平性を求めたのである。

4. おわりに

以上、小稿では長田一件を事例に、絵図が作製される過程と大坂町奉行所・村・絵師の動向を詳しくみていき、絵師の選定と役割について検討した。最後に、本稿で明らかにした点をまとめておく。

本一件は、大坂町奉行一川奉行（川方役所）一高槻藩土砂留役人が担当して進められた。それぞれの役割をみ

ると、川方役所は村との実際のやり取りを担当し、高槻藩土砂留役人は大坂町奉行の命で論所を見分し、大坂町奉行はその報告を受けて決定事項を伝えた。大坂町奉行は相絵図の作製を村に命じ、川方役所が絵図の仕様と神文、絵師への神文を指示し、その当日に村が大坂の絵師狩野伝兵衛を選定した。

絵師は、起請文において村の立ち会いの下で絵図を作製することを誓約した。しかし、本一件では、論所である堤（置き土）の高さと根置について茨木村側・西河原村側の意見が合わず、村は絵師伝兵衛に任せようとし、

争論の解決を図った。絵師は、紛争の成り行きによっては証人や調停役の役割を求められたとされるが、こうした点に加えて、村の委任による論所の確定という役割を期待されることもあった。しかし、大坂町奉行所（川方役所）は、あくまでも村の立ち会いを必要とし、起請文に従って公平性を保ったのである。

地域に残されている絵図の内容を理解する上で、絵図の作製過程や絵師の役割を検討することは重要であり、今後もこうした絵図の作製や絵師に関する事例を蓄積していきたい。

【註】

- 1) 大国正美「近世境界争論における絵図と絵師—地域社会の慣行秩序の展開にみる権力と民衆—」（朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版、1995年）。
- 2) 鳴海邦匡「絵師の仕事」（杉本史子他編『絵図学入門』東京大学出版会、2011年所収）。
- 3) 筆者は、歴史系博物館における絵図資料の活用に関心があり、先行研究や筆者自身の絵図を用いた展示の経験（高橋伸拓『絵図で楽しむ茨木—江戸時代の村を巡る—』茨木市立文化財資料館第33回テーマ展図録、茨木市教育委員会、2016年）を踏まえて、絵図の資料的検討を行った上で、絵図を活用する必要があると考えている。具体的には、絵図の資料批判・年代比定・作製者（絵師・絵図師）が課題であるとして検討を進めてきた（高橋伸拓「歴史系博物館における絵図資料の活用—『絵図で楽しむ茨木』展を事例に—」（『Musa（博物館学芸員課程年報）』31号、追手門学院大学博物館研究室、2017年）、同「文化元年の茨木川・安威川の付替計画—絵図の年代比定と史料の検討—」（『茨木市立文化財資料館 館報』3号、2018年）。本稿は、こうした問題関心の一環に位置付くものである。
- 4) 畿内の河川支配において、元文2年（1737）以降、大坂町奉行の支配川筋は摂津・河内に限定された（村田路人『近世広域支配の研究』大阪大学出版会、1995年、208・209頁）。川奉行は貞享4年（1687）に大坂町奉行所内に設けられ、河川支配を担当した。設置当初は、東西両町奉行所で計4名の与力が任命され、下役として同心8名が付された。彼らによって構成された役所は川方役所と呼ばれた。以後、一旦廃止されたり、人員に変遷はあるが、幕末まで続いた（『大阪市史』第一（清文堂、1965年復刻版使用、初版は1911年、633～637頁）、前掲村田路人『近世広域支配の研究』（193～204頁））。
- 5) 土砂留制度は、貞享元年（1684）に淀川・大和川流域の砂防管理を目的として、江戸幕府の命によって開始され、近隣大名が関係地域を郡単位に分担して巡回・監督する制度である（水本邦彦『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会、1993年、225頁）。なお、安威川は淀川水系の河川である。
- 6) 飯沼雅行「長田流越場をめぐる争論」（『新修茨木市史 第二巻 通史Ⅱ』茨木市、2016年、748～753頁）。
- 7) 史料上では「西川原村」「惣持寺村」とも記されるが、本稿では「西河原村」「総持寺村」で表記を統一する。
- 8) 以下、特に断らない限り、元文4年「長田水掛場出入二付落着書写」（林繁文家文書、『新修茨木市史 第五巻 史料編』茨木市、2009年、485～488頁収録）による。
- 9) 近世の治水では、堤防を低くして、大雨の際にはそこで人為的に越流させ、大規模な破堤や洪水を防ぐ手法がとられた。こうした箇所を安威川水系では、「流越場」あるいは「水越場」と呼んでいた（飯沼雅行「玉川堤・玉川鯉尾堤をめぐる争論」前掲『新修茨木市史 第二巻 通史Ⅱ』、746頁）。
- 10) 以下、特に断らない限り、「萬覚書」（『新修茨木市史 史料集11 鮎川村庄屋日記四』茨木市、2007年、以下〈鮎四〉と略記）による。本日記は鮎川村の庄屋を勤めた井上家に伝存したもので、記述者は鮎川村の庄屋であった井上

新六（清晴）である（福留照尚「解説」『新修茨木市史 史料集3 鮎川村庄屋日記一』茨木市、2001年）。

11) 〈鮎四〉、88頁。

12) 〈鮎四〉、94頁。

13) かぶせ絵図は、争論当事者間で認識が相違してしまった場合に、図面に異なる意見を示した部分図を添付するもので、双方の主張とも明示するものという（鳴海邦匡『近世日本の地図と測量』九州大学出版会、2007年、45頁）。

14) 〈鮎四〉、104頁。